

# 和光市の債権管理について

## ◎指針策定及び条例制定の目的

本市が有する債権（金銭の給付を目的とする本市の権利）については、負担の公平性が求められるだけでなく、市政運営における自主財源を確保する上でも非常に重要であり、適正な管理と確実な徴収が必要不可欠である。

このため、市税及び国民健康保険税については、適切な債権管理や滞納処分の推進により滞納債権の回収に努め、収納率の向上と収入未済額の圧縮が図られている。

しかしながら、市税及び国民健康保険税以外の債権（以下「税外債権」という。）については、現年度分の収納率は高い水準にあるものの適切な整理による滞納繰越額の減少が図られていないのが現状であり、今後は各債権所管課の体制強化や担当職員の債権管理及び徴収に関するノウハウの獲得・スキルアップ等を図り、市が一丸となって取り組んでいく必要がある。

そこで、市の税外債権の適正な管理と適切な整理による滞納繰越額の圧縮を図るために、市の税外債権に関する統一的な基準として「和光市債権管理指針」を策定する。

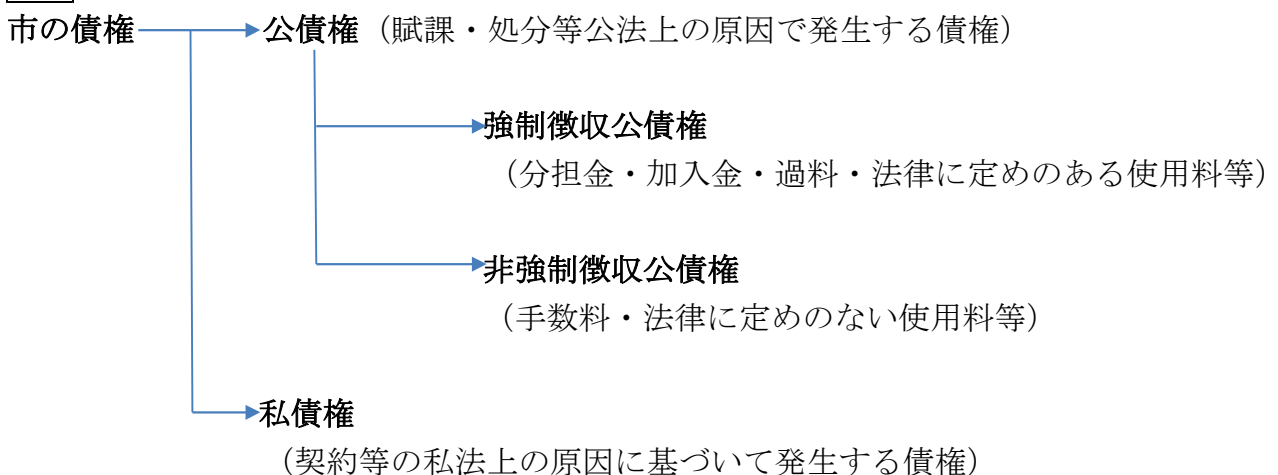
また、本指針に基づき具体的な手続きを適確に進めるために、「和光市債権管理条例」及び「和光市債権管理条例施行規則」を別途制定する。（指針は平成 28 年 11 月策定、条例は平成 28 年 12 月議会に上程し平成 29 年 4 月 1 日施行予定）

## ◎指針に定める主な内容

### ①各税外債権の性質（条例上、市税等は「市の債権」の対象外とする。）

市民に対して市が保有する税外債権について分かり易く明示するとともに、職員も自身が担当している債権について明確に把握できるよう、指針の中に債権の分類ごとに時効期間、根拠法令などを整理し記載する。

### 分類



性質

区分	公債権		私債権
	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	
納入の通知	地方自治法第231条		
督促の根拠	地方自治法第231条の3第1項		地方自治法施行令第171条・民法
債権の回収	差押等の滞納処分 (地方税法等の個別法)	調停や支払督促、訴訟等	
徴収の停止	滞納処分の執行停止 (地方税法等の個別法)	徴収停止(地方自治法施行令第171条の5)	
時効	2年または5年		1～10年
消滅	時効完成(時効期間の経過による)		時効完成 (時効の援用が必要)
	滞納処分の執行停止(3年間継続又は即時)による納入義務消滅 債権の免除(地方税法等の個別法、個別条例)	債権放棄(地方自治法第96条第1項第10号) 債権の免除(地方自治法施行令第171条の7)	
該当する 主な債権	保育園入所児童保護者負担金 介護保険料 後期高齢者医療保険料 下水道使用料 生活保護費徴収金※	保育クラブ保護者負担金 児童手当返納金 療養諸費不正利得返納金 道路占用料 高齢者住宅使用料 生活保護費返還金 生活保護費徴収金※ 等	水道料金 社会保険料返納金 土地・建物貸付収入 資源ごみ・紙布売払料 等

※生活保護費返還金のうち生活保護法第78条の規定による徴収金（不正受給に係る生活保護費。平成26年7月1日以降のもの）については、強制徴収公債権となる。

②事務処理フローチャート

債権発生から滞納、処分など完結に至る事務処理の流れを強制徴収公債権と非強制徴収公債権及び私債権の二つに分類し、それぞれのフローチャートを記載する。

③3つの基本方針

本市の債権管理に関する課題を解決し、今後、公平・公正な徴収と適正な管理の遂行及び滞納繰越額の圧縮を図るために、3つの基本方針を次のとおり定める。

- ・統一された基準に基づく適正な債権管理
- ・債権の徴収強化と適切な滞納整理の推進
- ・全庁的な債権管理体制の確立と担当職員のスキルアップ

#### ④基本方針に基づく具体的取り組み

- ・統一された管理基準に基づく適正な債権管理

##### ア 事務処理の的確な遂行

各債権所管課では、債権の区分により、事務処理フローチャートに基づき、的確に事務処理を行うものとする。そのため債権の適正な管理・徴収を行える体制を整備するとともに、担当者は根拠法令等を確認した上で、どの時点で何をすべきか事務の流れ及び処理方法を把握しておく。

##### イ 債権管理の徹底

債権管理台帳については、適正な債権管理を行うために住所・氏名などのほか、督促年月日・時効成立日・折衝記録などを共通項目として定め、その他必要な事項については、各債権所管課で判断し、追加する。

時効については、中断事由（督促、差押え、債務の承認等）を正確に把握し、時効成立日の管理を徹底する。

分納誓約時には、必ず滞納者本人が署名・捺印した誓約書を徴取する。

また、交渉履歴には、折衝内容や財産調査結果等の必要な情報を漏らすことなく、かつ簡潔に入力しておき、次回折衝時や担当者が替わった際も一貫した対応が取れるようにしておく。

- ・債権の徴収強化と適切な滞納整理の推進

##### ア 督促状の発送

各債権について納期限までに納付がない場合は、法令に基づき期限を指定して督促しなければならないので、督促状の発送を確実に行う。また、送付時期等については全庁統一的な基準として、発送期日を納期限経過後20日以内、指定すべき期限を、督促状を発する日から起算して20日以内とする。

##### イ 初期滞納に対する迅速な対応

督促の指定期限を過ぎても納付がない場合は、速やかに電話による納付勧奨や催告書の発送を行い、滞納者との接触を図る。折衝の際は、一括納付が原則だが、やむを得ず分割納付を認める場合は、収支・財産状況等を細かく聞き取った上で適正な分割納付額を定め、短期完納が見込める計画とする。また、非強制徴収公債権等については、調査権がないため、相談時に勤務先や財産状況などの聞き取りを詳細に行うことが重要である。

また、催告書発送の際は、必ず期限を定め、期限内に納付及び相談がない場合は、差押えや訴訟等を行う旨を明記する。

##### ウ 滞納債権の回収

架電や催告書に対して納付及び相談がない場合又は相談の上計画を立てた納付誓約が守られない場合は、架電や催告書の発送、臨宅を適宜行うとともに、強制徴収・強制執行等に向けた準備を進める。

強制徴収公債権については、金融機関、他官公署、勤務先などへの調査に早期に着手し、

法令に基づき迅速に差押えを執行する。

非強制徴収公債権等で、資力がありながら納付しない滞納者に対しては、支払督促の申立て、調停、訴訟など裁判所の手続きを検討する。実際に訴訟手続きを行い、その結果、和解が成立したにもかかわらず、その後誓約不履行となった債権や和解とならず判決となった債権など債務名義を取得した債権については、裁判所に強制執行を申し立てるものとする。

なお、即決和解、調停、訴訟（少額訴訟を含む）の手続きを行うには、地方自治法第96条の規定により、あらかじめ議会の議決を必要とする。

## エ 適切な緩和措置の適用

聞き取り及び調査状況より明らかに納付困難で今後も徴収が見込めない債権については、市税と同様に、法令に基づき、徴収の緩和措置を検討する。

非強制徴収公債権と私債権については時効短縮を図る法令等の規定がなく、非強制徴収公債権は時効成立（5年間）まで、私債権については、時効期間が経過しても債務者の時効の援用がなければ永久に、不良債権を管理し続けなければならない。よって、適正かつ円滑な債権管理を行うには、徴収不可能な債権について権利を放棄する必要がある。債権の放棄には、地方自治法に基づき、「議会の議決」か「条例の規定」が必要であることから、徴収不可能かどうかの明確な判断基準を定めた上で、滞納額が一定額以下の案件についての債権放棄の規定と議会への報告義務を条例に定め、不良債権に対する円滑な事務処理を図る。

### ・全庁的な債権管理体制の確立と担当職員のスキルアップ

#### ア 庁舎内連携の強化と債権管理・徴収ノウハウの蓄積

強制徴収公債権のうち原課での滞納整理が困難な案件について、収納課へ徴収業務の移管を行い、早期完結できるよう整理を進める。

非強制徴収公債権等については、原則所管課で徴収業務を行うものとするが、特別な事情がある案件については所管課と収納課の協議の上、徴収業務の移管を検討する。

収納課は移管案件について完結に向けた整理に努めるほか、各債権所管課に対する情報提供、滞納処分や裁判所による回収手続きについての指導・助言、研修実施などを行う。

各債権所管課の担当者は関連研修への積極的な参加、課内での情報共有に努め、人事異動等の際もノウハウを引き継げるよう必要に応じマニュアル等の作成を行う。

#### イ 徴収移管債権の回収

収納課は、移管を受けた案件について、市税等と同様の対応に努め、速やかに債権の回収を図る。移管の要件については、下記によるものとするが、債権所管課と収納課の合意が得られればその限りでない。

（移管案件の要件）

ア 債権所管課において督促状の発送、その他回収努力を行っていること

イ 過年度に滞納があること

ウ 高額案件又は徴収困難案件であること

## ◎条例に定める内容について

指針に基づき具体的な手続き等について条例に定める。第1条から4条までに「目的」、「定義」、「他の法令等との関係」、「市長の責務」といった一般的な事項を、第5条から14条までに事務処理に関する事項を定める。

第5条及び第6条は、税外債権全てを対象としており、第5条「台帳の整備」では、施行規則と併せ、指針で定めた必須記載事項など適切な債権管理に必要な台帳整備方法の原則を定める。第6条「督促」では、督促状の発送時期、指定期限について定める。

第7条「滞納処分等」は強制徴収公債権を対象とし、市税と同様に、法令に従い徴収や緩和措置について適切な事務処理を行うことを定めている。

第8条「強制執行等」、第9条「履行期限の繰上げ」、第10条「債権の申出等」、第11条「徴収停止」、第12条「履行延期の特約」、第13条「免除」は、非強制徴収公債権等を対象とし、地方自治法施行令に規定されているものと同じ内容を、手続きを分かり易くするために、あらためて条例に定めている。

第14条「放棄」も非強制徴収公債権等を対象としているが、適切かつ円滑に債権管理を進めるための市の基準として、債権額100万円未満の案件で、明示した判断基準に該当する徴収不可能な不良債権について放棄できる旨と議会への報告義務を定めている。